

10. 競業取引、利益相反取引

10-1. 規制の対象

(1) 利益衝突と会社法

利益衝突

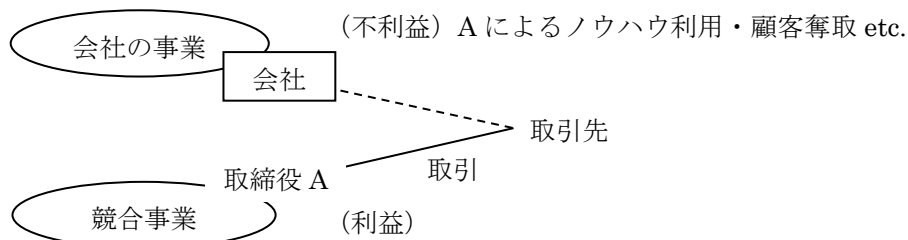
= 取締役が会社の利益を犠牲にして自己の利益を図る危険が高い場面 → 会社 356・361

他の法律の場合（民 108・826 など）

(2) 競業取引

(a) 意義（会社 356 I ①）

取締役が自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引



(b) 規定の解釈

・「株式会社の事業の部類に属する取引」

= 会社が行っている事業、または、準備をしている事業と、取引先が競合する事業において、取引をすること

事例 10-a 競業取引その 1 [テキスト Case4-14]

パンの製造・販売を業とする P 会社の取締役 A は、①パンの製造・販売を業とする Q 会社の取締役になった。また、②P 会社の定款には、会社の目的として「調理器具の製造・販売」も記載されているが、そのような事業を P 会社が行う予定はないため、A は、自分でそのような事業を始めた。さらに、③P 会社が、来年には出版事業に乗り出す予定で、すでにその準備を進めているにもかかわらず、A は、自分でそのような事業を始めた。

①：競合事業を行う会社の取締役への就任

②：定款所定の事業目的

③：会社が準備を開始している事業

・「自己又は第三者のために」

＝自己または第三者の計算で（自己または第三者に取引の損益を帰属させる）：計算説

事例 10-b 競業取引その 2

パンの製造・販売を業とする P 会社の取締役 A は、パンの製造・販売を業とする R 会社を設立し、その株式を 100%保有している。しかし、A は R 会社の取締役にはならなかった。R 会社は、パンを製造し、販売した（A 以外の者が R 会社を代表）。R 会社は、これらの取引によって 5000 万円の利益を得た。

東京地判昭 56・3・26 判時 1015-27

(c)従業員の引抜き [テキスト 4 章 7 節 **3** **3**(5)]

事例 10-c 従業員の引抜き

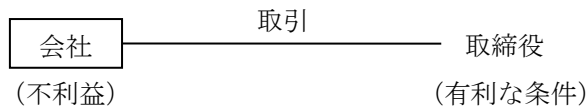
ソフトウェアの開発・販売を業とする P 会社の取締役 A は、P 会社の取締役を辞任した後で、Q 会社を設立し、ソフトウェアの開発・販売を始めた。A は、P 会社の取締役を辞任する前に、P 会社のプログラマー数名に、自分の下で働かないかと勧誘し、P 会社を退職させた。

競業取引にはあたらないが… → 裁判例：不当な態様の引抜き行為

(3)利益相反取引

(a)直接取引（会社 356 I ②）

取締役が自己または第三者のために株式会社と取引



- ・「自己又は第三者のために」
＝自己または第三者の名で（自己が相手方になるか第三者を代理・代表）：名義説

事例 10-d 第三者のための直接取引 [テキスト Case4-12]

P 会社の取締役 A は、Q 会社の取締役でもある。P 会社を取締役 B が代表し、Q 会社を A が代表して、P・Q 間で売買契約を締結しようとしている。



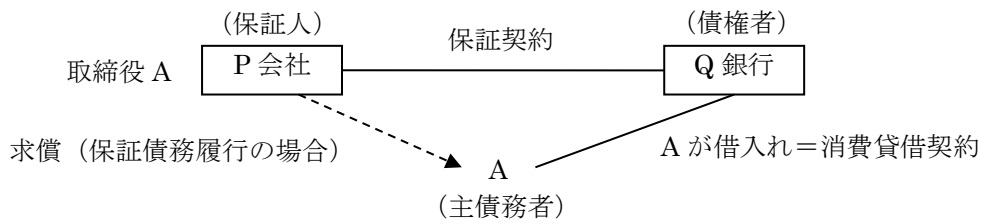
- ・ Q 社を A が代表→P 社から見れば？
- ・ P 社の方も B ではなく A が代表すれば？

(b)間接取引（会社 356 I ③）

株式会社が取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引

事例 10-e 間接取引 [テキスト Case4-13]

P 会社の取締役 A は、Q 銀行から金銭を借り入れた。P 会社は、Q 銀行と、A の当該貸金債務を保証する契約を締結した。これについて、A は、P 会社において承認を受けていない。



保証契約 (「債権総論」)

保証人は、主債務者がその債務を履行しないときに、履行をする責任を負う (民 446 I)
 保証契約 (民 446 II III) = 債権者と保証人の間の契約
 保証人が保証債務を履行すれば? = 保証人は主債務者に求償可 (民 459・462)

→会社と取締役の契約ではないが、会社の利益を犠牲にして取締役の利益を図る行為

間接取引の範囲 [テキスト Column4-34]

会社 356 I ③で例示されたもの以外にどこまでを含むのかについて争いあり
 ・債務保証類似の行為は含まれる (物的担保の提供等)
 ・P 会社の取締役 A が Q 会社の全株式を保有する (しかし Q 会社の取締役ではない) 場合の、P 会社と Q 会社の取引 → P 会社から見て間接取引といえそう

(c)承認を要しない利益相反取引

①会社の利益が害される危険がない

(取締役が会社に無利息・無担保で貸付け、普通取引約款にもとづいて取引 etc.)

②株主が同意している

(会社と一人株主 [かつ取締役] の取引、取引について株主全員が同意)

10-2. 会社法で要求される手続

(1) 承認 (会社 356 I ・ 365 I)

・ 特別利害関係取締役 (会社 369 II)

・ 包括承認

(2) 取引後の報告 (会社 365 II)

(3) 承認を受けない取引の効力

(a) 競業取引

(b) 利益相反取引

直接取引 ⇔ 間接取引：相対無効説 (直接取引の転得者の場合も)

最判昭 48・12・11 民集 27-11-1529 (第三者の側からの無効主張)

(4) 利益衝突の開示 [テキスト 4 章 7 節 3 5]

10-3. 競業取引・利益相反取引と任務懈怠責任

任務懈怠責任（会社 423 I）→競業取引・利益相反取引の場合も

要件（8-1(3)）＝①任務懈怠、②損害、③因果関係、④帰責事由

競業取引・利益相反取引による任務懈怠責任 [テキスト 4 章 7 節 4 2(4)]

	任務懈怠	損害と因果関係	帰責事由
競業取引 (承認なし)	承認を受けずに競業取引を行ったこと自体が任務懈怠（法令違反行為）	当該取引によって取締役・第三者が得た利益の額が損害の額と推定（会社 423 II）	—
競業取引 (承認あり)	注意義務違反があれば任務懈怠だとするのが通説だが…	—	—
利益相反取引 (承認なし)	会社に損害→任務懈怠推定（423 条 3 項） もつとも、承認を受けずに利益相反取引を行ったこと自体が任務懈怠（法令違反行為）		自己のための直接取引 →帰責事由のないことの証明不可（会社 428）
利益相反取引 (承認あり)	会社に損害→任務懈怠推定（423 条 3 項）		

法律上の推定（「民事訴訟法」）

法律が「事実 A があれば事実 B があると推定する」と定めること
→事実 B についての証明責任を転換する意味がある

会社 423 III の場合：

「第 356 条第 1 項第 2 号又は第 3 号…の取引によって株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役…は、その任務を怠ったものと推定する。」

事実 A = 利益相反取引によって会社に損害が生じた

事実 B = 取締役は任務を怠った

会社 423 I の原則では、責任を追及する側が任務懈怠について証明責任を負う

but 会社 423 III

責任を追及する側が利益相反取引によって会社に損害が生じたことを証明

→取締役が「任務懈怠がなかった」ことについて証明責任を負うことに